

令和6年(ワ)第27000号損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

答弁書

2024年11月19日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1-12-20 第六西村ビル4階

弁護士法人西むさし法律事務所

電話04-2998-5121 FAX 04-2998-5120

被告訴訟代理人弁護士 小林 亮徳



〒166-0015 東京都杉並区成田東5-39-11 ビジネスハイツ阿佐ヶ谷204

杉並総合法律事務所 (送達場所)

電話03-3398-7271 FAX 03-3398-7392

同 弁護士 長 澤



〒160-0004 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル

東京法律事務所

電話03-3355-0611 FAX 03-3357-5742

同 弁護士 加藤 健次



〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル8階

八王子合同法律事務所

電話042-645-5151 FAX 042-645-5236

同 弁護士 尾林 芳隆



〒104-0033 東京都中央区新川2-8-4 八重洲長岡ビル3階

第一法律事務所

電話03-5843-6582 FAX 03-5843-6584

同 弁護士 山田 大輔



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求原因に対する認否

請求原因についての答弁は、事実確認の上、追って認否する。

第3 被告の主張

事実確認の上、追って主張する。

なお、被告訴訟代理人は、第1回口頭弁論期日に出られないので、答弁書は擬制陳述する。

以上